

薬生食輸発0513第2号
令和4年5月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産しいたけのプロシミドン及び台湾産バナナのイミダクロプリド)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年5月10日付け薬生食輸発0510第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産しいたけにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産しいたけのプロシミドンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、台湾産バナナのイミダクロプリドについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年5月13日	中国	しいたけ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	